

令和 7 年度

山王海葛丸農業水利事業

南幹線用水路実施設計（その 1）業務

現場説明書

東北農政局山王海葛丸農業水利事業所

1 一般事項

(1) 契約の保証について

契約の保証については、別紙－1「契約の保証」のとおりである。

(2) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- 1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求または工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2) 上記1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- 3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(3) 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務にあたって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

2 積算基準について

(1) 本業務に適用する積算基準は、下表のとおりである。

名称	適用基準
調査業務	土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）における地質・土質調査業務の価格積算基準、地質土質調査業務市場単価及び機能診断業務の積算参考歩掛
測量業務	土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）における測量業務の価格積算基準
設計業務	土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）における設計業務の価格積算基準及び機能診断業務の積算参考歩掛
解析等調査業務	土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）における地質・土質調査業務市場単価

(2) 予定価格積算の単価期は「令和7年5月」で考えている。

3 作業歩掛

積算基準に掲載されているもの以外については、別紙－2「作業歩掛」のとおり考える。

なお、作業歩掛については、妥当性を検証するため、歩掛実態調査を行うものとする。

また、歩掛実態調査結果を別紙－3「歩掛実態調査表」にとりまとめ、監督職員へ提出するものとする。

4 安全費

本業務における安全費（率計上）については計上していない。

5 各種単価

本業務において見積等を採用している単価については、別紙－4「見積等単価」のとおり計上している。

6 旅費交通費について

（1）旅費交通費計算上の積算基地

本業務の積算基地は、仙台市である。

（2）打合せに係る旅費及び交通費の算定

打合せは通勤によるものとしている。

交通費はライトバン（東北自動車道利用 仙台宮城 IC～紫波 IC）を想定しており、移動に要する基準日額として往復 0.5 日を計上している。

〈打合せに係る積算上の配置人員〉

（単位：人）

回数	主任技師	技師 A	技師 B
第 1 回	1.0	1.0	
第 2 回		1.0	1.0
第 3 回		1.0	1.0
第 4 回		1.0	1.0
第 5 回	2.0	1.0	

注 1）上記の配置人員には、移動に要する日数を考慮している。

注 2）照査技術者自身による報告に必要な経費については、最終打合せに主任技師 1.0 人を計上している。

（3）現地作業（地質調査、機能診断、測量）及び現地調査に係る旅費及び交通費の算定

現地作業及び現地調査に係る外業は、滞在によるものとしているが、宿泊費及び宿泊手当については当初計上していない。なお、受注者から宿泊情報（例：宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金が記載された領収書）が分かる資料の提出を求め、妥当性を確認の上、調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、設計変更にて計上する。

1）地質調査

滞在日数は延べ 19 日、宿泊エリアは岩手県紫波郡紫波町を想定している。交通費はライトバン（東北自動車道利用 仙台宮城 IC～紫波 IC）を想定し、移動に要する基準日額と

して往復 0.5 日を計上している。

〈地質調査における宿泊日数〉

作業内容	地質調査技師	主任地質調査員	地質調査員
地質調査	3 日	8 日	8 日

2) 機能診断

滞在日数は延べ 134 日、宿泊エリアは岩手県紫波郡紫波町を想定している。交通費はライトバン（東北自動車道利用 仙台宮城 IC～紫波 IC）を想定し、移動に要する基準日額として往復 0.5 日を計上している。

〈機能診断における宿泊日数〉

作業内容	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
機能診断	1 日	9 日	47 日	38 日	39 日

3) 測量

滞在日数は延べ 138 日、宿泊エリアは岩手県紫波郡紫波町を想定している。交通費はライトバン（東北自動車道利用 仙台宮城 IC～紫波 IC）を想定し、移動に要する基準日額として往復 0.5 日を計上している。

〈測量における宿泊日数〉

作業内容	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
測量	43 日	47 日	45 日	3 日

4) 設計

滞在日数は延べ 17 日、宿泊エリアは岩手県紫波郡紫波町を想定している。交通費はライトバン（東北自動車道利用 仙台宮城 IC～紫波 IC）を想定し、移動に要する基準日額として往復 0.5 日を計上している。

〈設計における宿泊日数〉

作業内容	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C
設計	3 日	8 日	2 日	4 日

7 特別仕様書補足事項

(1) 開示用成果物の作成

特別仕様書第 6－1 条（成果物）に示す開示用成果物の作成に係る費用として、設計業務技術員 0.5 人及び電子媒体（CD-R）1 枚の費用を直接経費に計上している。

作業にあたっては、監督職員との打合せに基づき、本業務の成果物データ（PDF 形式）を元に、PDF ファイルの編集機能を用いて、黒塗り等の措置を行うものとする。

提出にあたっては、不開示情報が読みとれない状態で提出するものとする。

なお、不開示情報とは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報とする。